

# 平成31年度 市・道民税の申告について



- 平成31年度市・道民税は、今回申告していただく平成30年1月から12月までの所得に基づき、税額を計算します。
- 税務署で確定申告を行う方は、市・道民税の申告は必要ありません。
- 申告受付をする会場と日程は次のとおりです。(この会場、日程以外では、申告を受け付けることができない場合がありますので、お間違えのないよう、ご注意ください)

## 申告受付会場と日程

### 美流渡サービスセンター

栗沢町美流渡栄町93

1月28日<sup>月</sup>・29日<sup>火</sup>

午前10時～午後4時

### 朝日コミュニティ交流センター

朝日町176

1月30日<sup>水</sup>

午前10時～午後4時

### 市役所北村支所

北村赤川593

1月31日<sup>木</sup>・2月1日<sup>金</sup>

午前9時30分～午後5時

### 幌向総合コミュニティセンター

幌向南1-1

2月5日<sup>火</sup>～8日<sup>金</sup>

午前10時～午後4時

### 市役所栗沢支所

栗沢町東本町21

2月13日<sup>水</sup>・14日<sup>木</sup>・15日<sup>金</sup>

午前9時30分～午後5時

### コミュニティプラザ 2階 会議室B

有明町南1

2月18日<sup>月</sup>～28日<sup>木</sup>

※土・日曜日を除く

午前9時30分～午後4時

※コミュニティプラザ横のコミュニティ西駐車場は、最初の30分を超えると有料になります。

### 市役所本庁税務課 (窓口<sup>⑬</sup>番)

鳩が丘1

3月1日<sup>金</sup>～15日<sup>金</sup>

※土・日曜日を除く

午前9時～午後5時

申告が必要な方や申告に必要なものは、裏面をご覧ください。→

## 申告が必要な方

- 平成31年1月1日現在、市内に住所があり、平成30年中に給与、年金、家賃などの収入があった方  
(年金収入のみの場合、65歳未満は102万円超、65歳以上は152万円超の方)
- 非課税所得(遺族年金・障害年金等)のみの方や所得のない方で、次のいずれかに該当する方
  - ▶市の国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者
  - ▶国民年金保険料の免除申請をしている方
  - ▶市の介護保険の被保険者(65歳以上の方)
  - ▶所得証明や課税証明などを必要とする方

### ただし、次の方は申告の必要がありません。

- 税務署で確定申告をする方**(確定申告の内容に基づき、市・道民税が計算されます)
- 前年中に所得がなく、市内に居住している家族の控除対象配偶者、扶養親族になっている方
- 前年中の所得が給与のみで、勤め先から岩見沢市へ給与支払報告書が提出されている方  
(ただし、源泉徴収票に含まれていない医療費控除や社会保険料控除、扶養控除などを追加で受けようとする場合は、申告が必要です)
- 前年中の収入が年金のみで、年金の源泉徴収票に記載されている控除に変更・追加がない方

## 申告に必要なもの

- 印鑑(代理の方が申告する場合は代理人の印鑑が必要な場合もあります)
- **マイナンバーに関する書類**(扶養親族がいる場合は全員分)
  - マイナンバーカード
  - マイナンバーカードをお持ちでない方……通知カードと身元確認書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、在留カードなどのうち1点)
- **平成30年中の収入や必要経費が分かる書類**
  - 給与収入や年金収入がある方……源泉徴収票(原本)
  - 営業収入や不動産収入などがある方……収入と経費が分かる帳簿、領収書、収支内訳書など
- **各種控除の証明書(該当するもの)**
  - 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、社会保険料などの領収書
  - 国民年金保険料の控除証明書
  - 生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の控除証明書
  - 配偶者の所得が分かる書類
  - 障害者手帳、障害者控除対象者認定書
  - 医療費控除の明細書または領収書と補填金額が分かるもの
  - セルフメディケーション税制の明細書または領収書と健康診査や予防接種などを受けたことが分かる領収書(原本)または結果通知表(写し)
  - 寄附先の団体などから交付された寄附金の領収書
- **所得税の還付申告をする場合は振込先口座番号が分かるもの**(申告者本人名義に限ります)

## 医療費控除の明細書添付について

平成30年度分の申告から、医療費控除を申告するには`医療費控除の明細書、または`セルフメディケーション税制の明細書、の添付が必要となりました。

病院や薬局ごとに、平成30年1月から12月までに支払った医療費の金額を記入し、生命保険や高額療養費で補填される金額があれば記入してください。領収書の添付または提示は必要ありませんが、明細書の記入内容を確認するため、市から領収書の提示を求める場合がありますので、5年間は保管してください。

なお、医療保険者が発行する医療費通知(申告用に対応されたものに限ります)がある場合は、通知書の原本を明細書に貼付することで内訳の記入を省略することができ、領収書の保管も不要となります。

※2020年度分の申告までは、領収書の添付または提示によることもできます。

※明細書の様式は、岩見沢市のホームページからダウンロードすることができるほか、市役所税務課・各支所・各サービスセンターでも配布しています。

**申告会場は大変混雑します。事前に明細書を記入してお持ちくださいますよう、ご協力をお願いします。従来どおり領収書により申告する場合も、事前に集計してお持ちください。**